平成２２年（フ）第１３４号
兵庫県尼崎市大島１丁目21番19号、前住所兵庫県西宮市獅子ヶ口町１番16―306号
債務者　佐藤商事こと　佐藤　重雄
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１４２号
仙台市太白区長町１丁目１番13―605号
債務者　板澤　祐二
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬口　　孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３７８号
仙台市宮城野区福室１丁目９番２号　コーポ白雪８
債務者　武藤　和夫
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐川　房子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月16日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４３５号
仙台市泉区上谷刈字向原３番地の２　向原市営住宅２棟201
債務者　大塚　喜彦
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐川　房子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月16日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４３６号
仙台市若林区蒲町字東46番地の４　14―３Ｂ２Ｌ―サンデュエルＢ307
債務者　大塚　光子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐川　房子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月16日午前11時25分
5　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４２０号
埼玉県戸田市笹目６丁目３番地の24
債務者　山隈かおり（旧姓乙幡）
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高松　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５０号
岩手県大船渡市大船渡町字砂子前35番地23
債務者　氏家　純子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第２２号
群馬県太田市植木野町787番地３
債務者　久保田延子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第６８号
群馬県館林市北成島町513番地の177
債務者　椎野　由一
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第７９号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野1378番地２
債務者　小杉　洋俊
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第８０号
群馬県館林市堀工町1900番地の540　ロータスハイム―102
債務者　小菅　朋久
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第８１号
群馬県館林市尾曳町７番36号　尾曳グランドハイツ―405
債務者　酒井　清治
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第８２号
群馬県太田市浜町65番13―207号
債務者　須永　茂代
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第８３号
群馬県太田市由良町373番地
債務者　須永　仁美
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第８８号
群馬県邑楽郡邑楽町大字篠塚112番地
債務者　三田　好子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第８９号
群馬県館林市若宮町2717番地の13
債務者　小田　藤子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第９０号
群馬県太田市新道町1526番地７
債務者　立川　　仁
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２４号
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2785番地　堅田漁協アパート１号室
債務者　堀谷美喜子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
和歌山地方裁判所田辺支部